青森県へき地医療対策事業等について

資料１－１

地域医療対策協議会において協議する事項

■ 青森県保健医療計画（へき地医療対策）の取組状況

青森県保健医療計画のうちへき地医療対策については、地域医療対策協議会において進行管理を行うこととされている。

■ **青森県へき地医療対策事業の年度実績評価【 今回 】**

青森県におけるへき地医療対策事業の実施状況を評価し、円滑かつ効率的に事業を実施することを目的として毎年度評価を行う。

■**青森県保健医療計画（へき地医療対策）の中間見直し【 今回 】**

医療法第３０条の６の規定に基づき、令和８年度中に中間見直しを行うこととされている。

本協議会では、「青森県へき地医療対策事業の令和７年度実績」及び「青森県保健医療計画（へき地医療対策）の中間見直し」について御意見を伺いたい。